

島根県報

第一、四三〇号

平成十四年十一月二十日

(金曜日)

告示

目次

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一 部改正	(農業振興課) 一
島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一 部改正	(農業振興課) 二
ヨーネ病の発生	三
土地改良区の定款変更の認可	四
換地処分	五
保安林の指定	六
保安林予定森林(二件)	七
解除予定保安林(二件)	八
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改 正	九
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の 一部改正	十
島根県小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に 係る事項の変更の届出(二件)	十一
地籍調査の成果の認証	十二
道路の区域の変更	十三
道路の供用開始	十四

公告

景観形成住民協定の認定

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の
変更

都市計画決定の図書の縦覧

漁業委嘱指示

ふぐ浮延繩漁業の操業の制限(二件)

正誤

平成五年十月十九日付け島根県報第四九一号中

一四
一四

告示

示

島根県告示第千五十八号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成三年島根県告示第四百四十七号)
の一部を次のように改正する。

平成十四年十一月二十日

島根県知事 澄田信義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路
の整備の完了

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路
の整備の実施

(景観自然課) 一一
(漁業管理課) 一一

(都市計画課) 一三
(漁業管理課) 一三

(景観自然課) 一一
(漁業管理課) 一一

別表(第一条関係)

		中山間地域活性化資金の種類		利子補給率		
		融資機関が措置要綱第三の一のア、ウ及びオに掲げる者である場合		融資機関が措置要綱第三の一のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合		
施設整備資金	一 指置要綱第二の二の(一)の加工流通	貸付期間が十三年以内の場合		貸付期間が十四年以内の場合		
		貸付期間が十三年以内の場合	貸付期間が十四年以内の場合	貸付期間が十三年以内の場合	貸付期間が十四年以内の場合	
二 指置要綱第二の二の(二)の保健機能増進施設整備資金		大企業以外の者に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業以外の者に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	
三 措置要綱第二の二の(三)の生活環境施設整備資金		大企業に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	
農業協同組合等に貸し付ける場合		農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合	農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合	農業協同組合等に貸し付ける場合	農業協同組合等に貸し付ける場合	
年一・二五パーセント		年一・〇パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇パーセント	年一・二五パーセント	
年一・二五パーセント		年一・〇九パーセント	年一・一五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・一五パーセント	
年一・二五パーセント		年一・〇八パーセント	年一・〇五パーセント	年一・〇四パーセント	年一・〇五パーセント	
年〇・四パーセント		年〇・四パーセント	年〇・一五パーセント	年〇・三パーセント	年〇・二一パーセント	

附則

1 この告示は、平成十四年十二月二十日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十四年十一月三日から適用する。

2 平成十四年十二月三日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通

に関する措置要綱（平成二年六月七日付け二農経A第六百三十五号農林水産事務次官依命通知）第四の(三)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県報

島根県告示第千五十九号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第百九十一号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

別表貸付条件の欄中「年一・三パーセント」を「年一・二パーセント」に改める。

附則

- 1 この告示は、平成十四年十二月二十日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十四年十二月三日以後に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第千六十号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により次とおり告示する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

家畜伝染病の種類 (患畜)	家畜の種類	生年月日	頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となるべき事項
牛 ヨーネ病	牛	平成七年九月三十日	一頭	出雲市	平成十四年十二月六日	ホルスタイン、自家産牛

島根県告示第千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

- 一 保安林の所在場所
大田市久利町市原字廻山イ一四一の一、イ一四一の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を平成十四年十二月十日付けて認可した。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

島根県報

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第千六十四号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字丸茂六八九、六九〇、六九六、六九六の一、六九六の二、二六九七の一から二六九七の三まで、二六九九、二六九九の一、二七〇一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第千六十六号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

- 三十条の二第一項の規定により告示する。
 平成十四年十二月二十日

一 保安林予定森林の所在場所
 美濃郡美都町大字丸茂六八九、六九〇、六九六、六九六の一、六九六の二、二四二三、二六九七の一から二六九七の三まで、二六九八、二六九八の一から二六九八の三まで、二六九九、二六九九の一、二七〇一

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

島根県知事 澄田信義

島根県告示第千六十五号
 次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一

一 解除予定保安林の所在場所

島根県知事 澄田信義

島根県報

飯石郡掛合町大字入間一一七三の二、一一七三の三、一一七八の二、一一七八の四から一一七八の七まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第六十七号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

飯石郡掛合町大字穴見七三三の一六、七四四の二、七四四の五、七四四の六、七四五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第六十八号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六十九号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

第五条第二号中「一・三パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附 則

1 この告示は、平成十四年十二月二十日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十四年十二月三日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

別表中

年一・三パーセント以内	年一・二パーセント以内
年一・四パーセント以内	年一・三パーセント以内
年一・三パーセント以内	年一・二パーセント以内

を

年一・二パーセント以内	年一・二パーセント以内

に改める。

島根県告示第千七十号

島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

第五条中「一・三パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十四年十二月二十日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十四年十二月三日以後に貸し付けられた島根県漁業経営高度化促進支援資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営高度化促進支援資金については、なお従前の例による。

島根県報

島根県告示第千七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次のように定めることにより意見を述べることができる。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
みしまや上の木店 島根県松江市上乃木三丁目一四番二〇号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

3 有限公司みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雜賀町九九番地
変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前十時 (変更後) 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前九時三十分から午後十時十分
(変更後) 午前八時三十分から午後十時十分

4 変更の年月日

平成十四年十二月二十日

二 届出年月日 平成十四年十二月十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市商工課（松江市末次町八六番地）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第千七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次のように定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
みしまや浜の木店 島根県松江市浜乃木二丁目一五番二九号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雜賀町九九番地

3 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

(変更後) 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

4 変更の年月日
平成十四年十二月二十日

島根県報

- 二 届出年月日 平成十四年十二月十日
- 三 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市商工課(松江市末次町八六番地)
- 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

五 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第千七十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)第十九条第一項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

調査を行つた者 の名称	調査を行つた時期	成果の名称		調査を行つた 地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
邑智町	平成十二(一) 十四年度	十四枚	1冊	滝原②	平成十四年十二月十日
六日市町	平成十一(一) 十四年度	三十八枚	1冊	滝原②	平成十四年十二月十日
吉田村	平成十四年 度	三十枚	1冊	七村	平成十四年十二月十日
		1冊			平成十四年十二月十日
		曾木(曾木)			平成十四年十二月十日

島根県告示第千七十四号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

			県道			一般国道		道路の種類	
			安来木次線			百八十六号		路線名	
								区間	
益田澄川線									
前 A	後 A	前 B	後 A	前 B	後 A	前 B	後 A	前 B	後 A
三・四〇~ 四・八〇	一四・〇〇~ 一七・五〇	二・六〇~ 六・二〇	六・〇〇~ 一五・〇〇	六・〇〇~ 一一・四〇	六・〇〇~ 一五・〇〇	三・〇〇~ 二七・〇〇	五・〇〇~ 一七・〇〇	三・〇〇~ 二七・〇〇	五・〇〇~ 一七・〇〇
一 一 一 〇〇	一 三 五 ・〇〇	一 四 〇 ・〇〇	六 五 ・ 七 〇	七 五 ・ 三 〇	六 五 ・ 七 〇	一 五 三 ・ 〇〇	一 五 六 ・ 〇〇	一 五 三 ・ 〇〇	一 五 六 ・ 〇〇
益田市下波田町三四六番三地先から同町三五〇番八地先まで			益田市下波田町一九五番三地先から同町一五八番一地先まで			大原郡大東町大字下久野三七九番一地先から同大字三五七番一地先まで		那賀郡金城町大字七条イ六三三番四地先から同町大字下來原七番一三地先まで	
益田土木建築事務所						木次土木建築事務所		浜田土木建築事務所	
"	拡幅	"	ダブルウェイ解消	"	"	"	"	拡幅	備考
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。									

益田市下波田町一五〇番八地先から同町一四七番七地先まで

益田市下種町五八三番一二地先から同町九九六番一一地先まで	益田市下波田町一三六番四地先から同町二九二番四地先まで	益田市下波田町一五八番五地先から同町一三六番四地先まで	益田市下波田町一五六番七地先から同町一五八番五地先まで	益田市下波田町一四五番七地先から同町一五六番一地先まで	益田市下波田町一四七番七地先から同町一五六番一地先まで
------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

後	前	後 B	後 A	前 A	後	前	後 B	後 A	前 A	後	前	後 B	後 A
九 五 八 〇 〇 〇	三 五 八 ・ 〇 〇	一 一 六 ・ 〇 〇	〇 一 八 ・ 七 〇	四 一 八 ・ 七 〇	一 一 六 ・ 〇 〇	三 六 六 ・ 〇 〇	一 一 四 ・ 〇 〇	六 四 四 ・ 〇 〇	四 六 七 ・ 五 〇	四 六 七 ・ 五 〇	三 一 八 ・ 五 〇	四 一 五 ・ 六 〇	二 三 一 ・ 〇 〇
五四九 ・ 〇 〇	五 七 五 ・ 〇 〇	一 〇 五 ・ 〇 〇	一 二 一 〇 ・ 〇 〇	一 二 一 〇 ・ 〇 〇	一 二 一 〇 ・ 〇 〇	五 三 三 ・ 〇 〇	一 〇 一 ・ 〇 〇	一 一 一 ・ 〇 〇	一 一 一 ・ 〇 〇	一 一 一 ・ 〇 〇	一 七 三 ・ 〇 〇	一 八 八 ・ 〇 〇	一 一 四 ・ 〇 〇

拡幅	"	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
----	---	--------	----------------------------	---	--------	----------------------------	---	--------	----------------------------

島根県告示第千七十五号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八

条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄す

美都匹見線										
美濃郡匹見町大字落合イ四四四番地先から同大字イ二一番一地先まで	益田市遠田町一七八〇番三地先から同町一七八〇番三地先まで	益田市遠田町一七八〇番三地先から同町一七八〇番三地先まで	益田市東町口五二八〇番三地先から同市遠田町一七八〇番三地先まで	益田市東町口五五七番二地先から同町口五一八番三地先まで	益田市下種町一一〇一一番六地先から同町一四一〇番二地先まで					
後	前	後	前	後 B	A	前 A	後	前	後	前
七・〇〇・ 二〇・ 五〇	三・五〇・ 一〇・ 七〇	七・〇〇・ 一七・ 〇〇	四・〇〇・ 五・ 五〇	一〇・ 九四・ 〇〇	四・ 五・ 〇〇	四・ 五・ 〇〇	三・ 二七・ 五〇	四・ 四・ 〇〇	一〇・ 二三・ 〇〇	二・ 四・ 〇〇
六〇〇・ 〇〇	五七九・ 〇〇	三三九・ 〇〇	一三五・ 〇〇	二七一・ 〇〇	三三三・ 一・ 〇〇	三三三・ 一・ 〇〇	一九三・ 〇〇	一九五・ 〇〇	一〇・ 四三・ 〇〇	一・ 〇四五・ 〇〇
" "	拡幅	"					" "	" "	" "	" "
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ										

る土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
平成十四年十一月二十日

島根県知事 澄田信義

				道路の種類		供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
路線名	県道	県道	安来木次線							
村道 戸河内線	道路の種類及び 路線名	工事区間	島根県告示第千七十六号	過疎地域自立促進措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百五十五号）第七条第二項の規定に基づき告示する。	大原郡大東町大字下久野三九三番一地先から同町字草井谷九四三番九地先まで	大原郡大東町大字下久野三九三番一地先から同町字草井谷九四三番九地先まで	三六三・〇〇メートル	平成十四年十一月二十日	平田市小伊津町字上菅澤九五一番一地先から同町字草井谷九四三番九地先まで	大字三三五番一地先まで
邑智郡羽須美村大字阿須那二一七二番四地先から同大字一六四七番一地先まで	付替 拡幅	工事完了の期日 平成十三年三月二十三日	島根県知事 澄田信義	一、〇一〇・〇〇	益田市下波田町三四六番三地先から同町二九二番四地先まで	益田市下波田町三四六番三地先から同町二九二番四地先まで	一六〇・〇〇	益田市小伊津町字上菅澤九五一番一地先から同町字草井谷九四三番九地先まで	大原郡大東町大字下久野三九三番一地先から同町字草井谷九四三番九地先まで	大字三三五番一地先まで
村道 戸河内線	道路の種類及び 路線名	工事区間	島根県告示第千七十七号	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づき基幹道路の整備を次のように実施するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項の規定に基づき告示する。	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで	一、一五一・〇〇	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで
邑智郡羽須美村大字阿須那二一七二番四地先から同大字一六四七番一地先まで	付替 拡幅	工事完了の期日 平成十四年十一月二十日	島根県知事 澄田信義	六〇〇・〇〇	美濃郡匹見町落合四四四番地先から同町二二一番地先まで	美濃郡匹見町落合四四四番地先から同町二二一番地先まで	二	益田土木建築事務所	出雲土木建築事務所	木次土木建築事務所

		道路の種類及び 路線名		工事区間		島根県告示第千七十七号		過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づき基幹道路の整備を次のように実施するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項の規定に基づき告示する。			
路線名	工事の種類	島根県知事 澄田信義	工事完了の期日	付替 拡幅	工事区間	島根県知事 澄田信義	工事の種類	付替 拡幅	工事開始の期日	島根県知事 澄田信義	工事開始の期日
村道 戸河内線	道路の種類及び 路線名	工事区間	島根県告示第千七十七号	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づき基幹道路の整備を次のように実施するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項の規定に基づき告示する。	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで	一、一五一・〇〇	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで
邑智郡羽須美村大字阿須那二一七二番四地先から同大字一六四七番一地先まで	付替 拡幅	工事完了の期日 平成十四年十一月二十日	島根県知事 澄田信義	二	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで	益田市下波田町一〇一番八地先から同町一四一〇番二地先まで	二	益田土木建築事務所	出雲土木建築事務所	木次土木建築事務所	木次土木建築事務所

公 告

ふるさと島根の景観づくり条例（平成三年島根県条例第三十四号）第二十七条第四項の規定により、景観形成住民協定を認定したので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

協定の名称	対象区域	協定締結事項	協定締結者
春殖地区の美しい景観を育てる協定書 八幡自治会景観づくり住民協定	大原郡大東町春殖地区 大原郡佐田町大字大呂の一部	建築物等の敷地内の美化、綠化及び緑地の維持並びに学校及び集会所周辺への桜の植栽	森脇實外二十七名
		協定地区内における広葉樹植栽、小公園整備及び緑地の維持	三原晴治外三十一名

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成十四年十二月二十日

島根県知事 澄田信義

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 本県の水産業は、平成十二年の海面漁業生産量が全国第十三位、生産額で第二十二位を占め全国でも有数の漁獲実績を示しており、漁業就業者も四千四百人となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るために海洋水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第二分支流が、沿岸域には第一分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隱岐諸島を結ぶ隱岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隱岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御崎沖、隱岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であつたまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理制度を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

- 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第二条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第三条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産試験場を中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

- 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成十四年一月から十二月の知事管理量	平成十五年一月から十二月の知事管理量
まいわし	一一、〇〇〇トン	若干
まさば及びまさば	一三、〇〇〇トン	一一、〇〇〇トン
まあじ	三五、〇〇〇トン	三四、〇〇〇トン
するめいか	若干	若干
	—	—

三 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成十四年一月から十二月の数量	平成十五年一月から十二月の数量
まいわし	中型まき網漁業	一一、〇〇〇トン	若干
まさば及びまさば	中型まき網漁業	一三、〇〇〇トン	一〇、〇〇〇トン
まあじ	中型まき網漁業	三三、〇〇〇トン	三一、〇〇〇トン

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関する実施すべき施策

1 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

2 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。
【まいわし、まさば及びまさば並びにまあじ】

平成十一年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。
なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

五 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取り組みを強化する。
- 2 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- 3 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報の的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。
平成十四年十一月二十日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

平田都市計画火葬場

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根海区漁業調整委員会指示**島根海区漁業調整委員会指示第一号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、島根海区海面におけるふぐ浮延繩漁業について次のとおり指示する。

平成十四年十二月二十日

島根海区漁業調整委員会会長 伊藤 裕

島根海区海面においては、平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間、ふぐ浮延繩漁業（スジ繩漁業）を操業してはならない。

隱岐海区漁業調整委員会指示**隱岐海区漁業調整委員会指示第一号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、隱岐海区海面におけるふぐ浮延繩漁業について次のとおり指示する。

平成十四年十二月二十日

隱岐海区漁業調整委員会会長 屋田 孝治

隱岐海区海面においては、平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間、ふぐ隱延繩漁業（スジ繩漁業）を操業してはならない。

正誤

平成五年十月十九日付け島根県報第四九一号中に誤りがあったので、次のように訂正する。